

資 料

平成24年3月27日

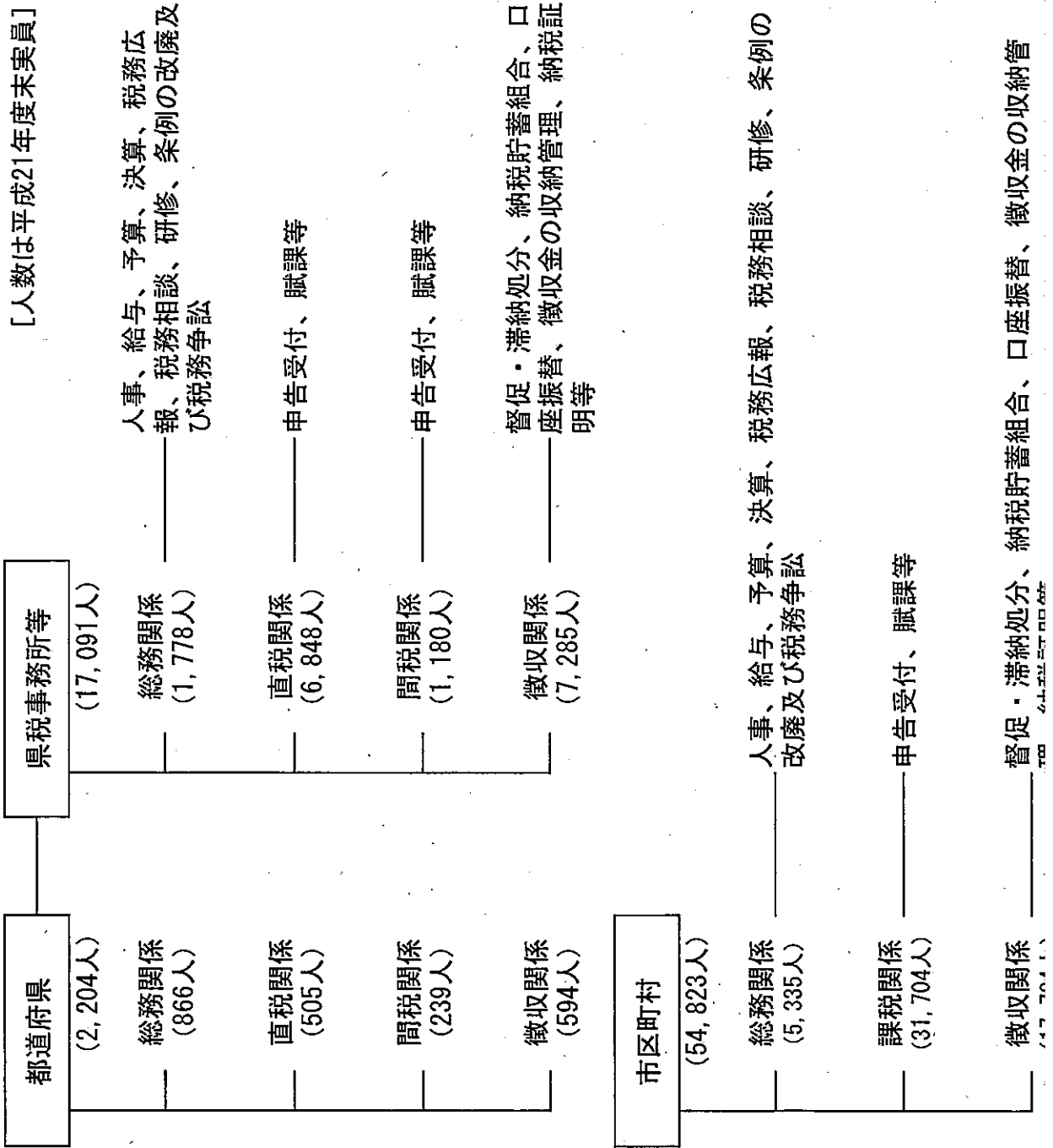
総務省自治税務局



目次

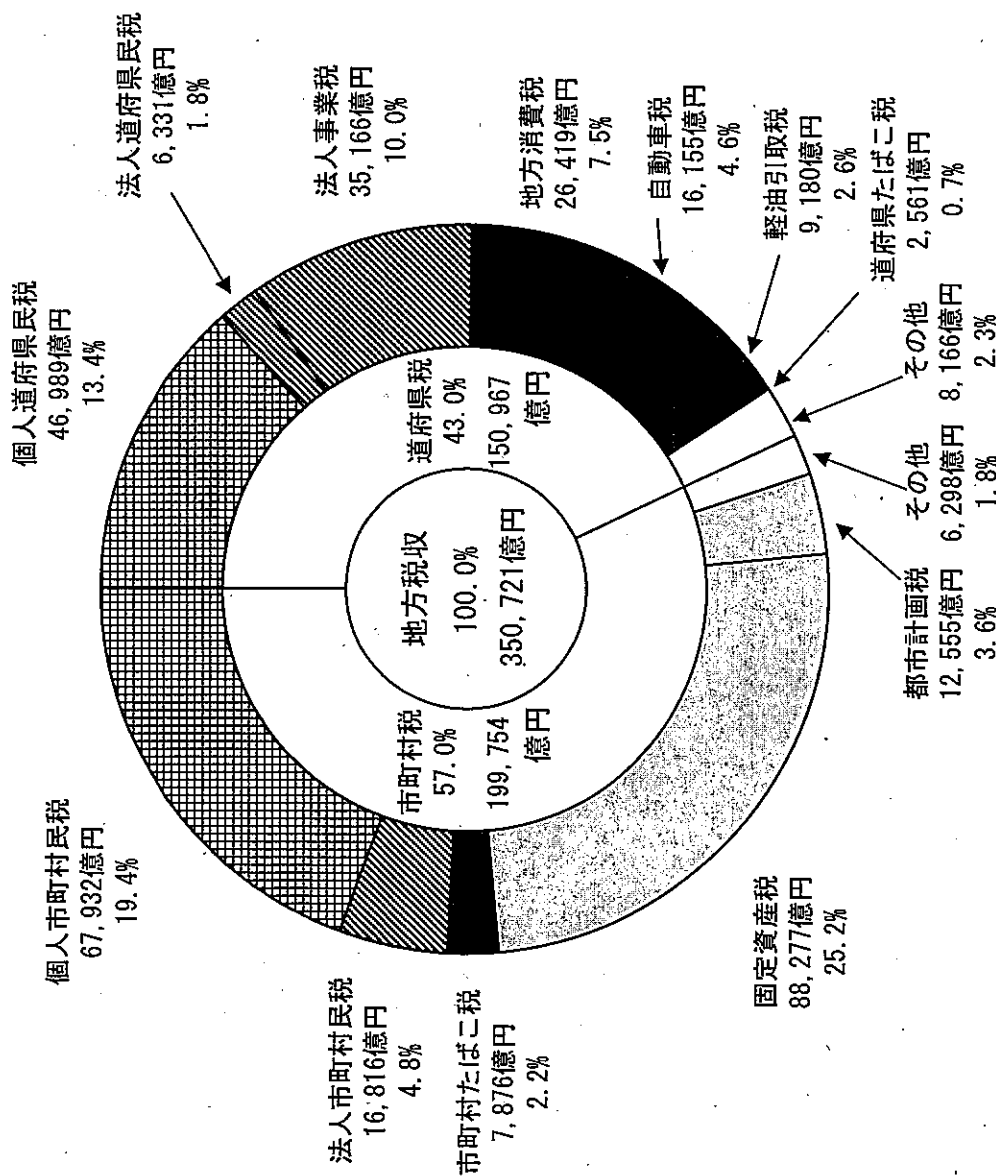
1. 地方税の組織
2. 賦課の現状
 - 個人住民税の対象者・税額計算
 - 個人住民税の申告・納付手続
 - 地方税主要税目の納税義務者数の推移
 - 税務調査
 - 査察
3. 徴収の現状
 - 地方税債権の法的性格
 - 地方税の納付方法
 - 滞納整理の実施手順
 - 地方税の滞納発生状況
 - 地方税滞納の推移
 - 滞納整理の状況
4. 情報の収集・管理
 - 市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ
 - 個人住民税の情報を基準としている他制度の例
 - 番号制度の導入

1. 地方税の組織



(参考)

平成22年度 税目別の収入決算額

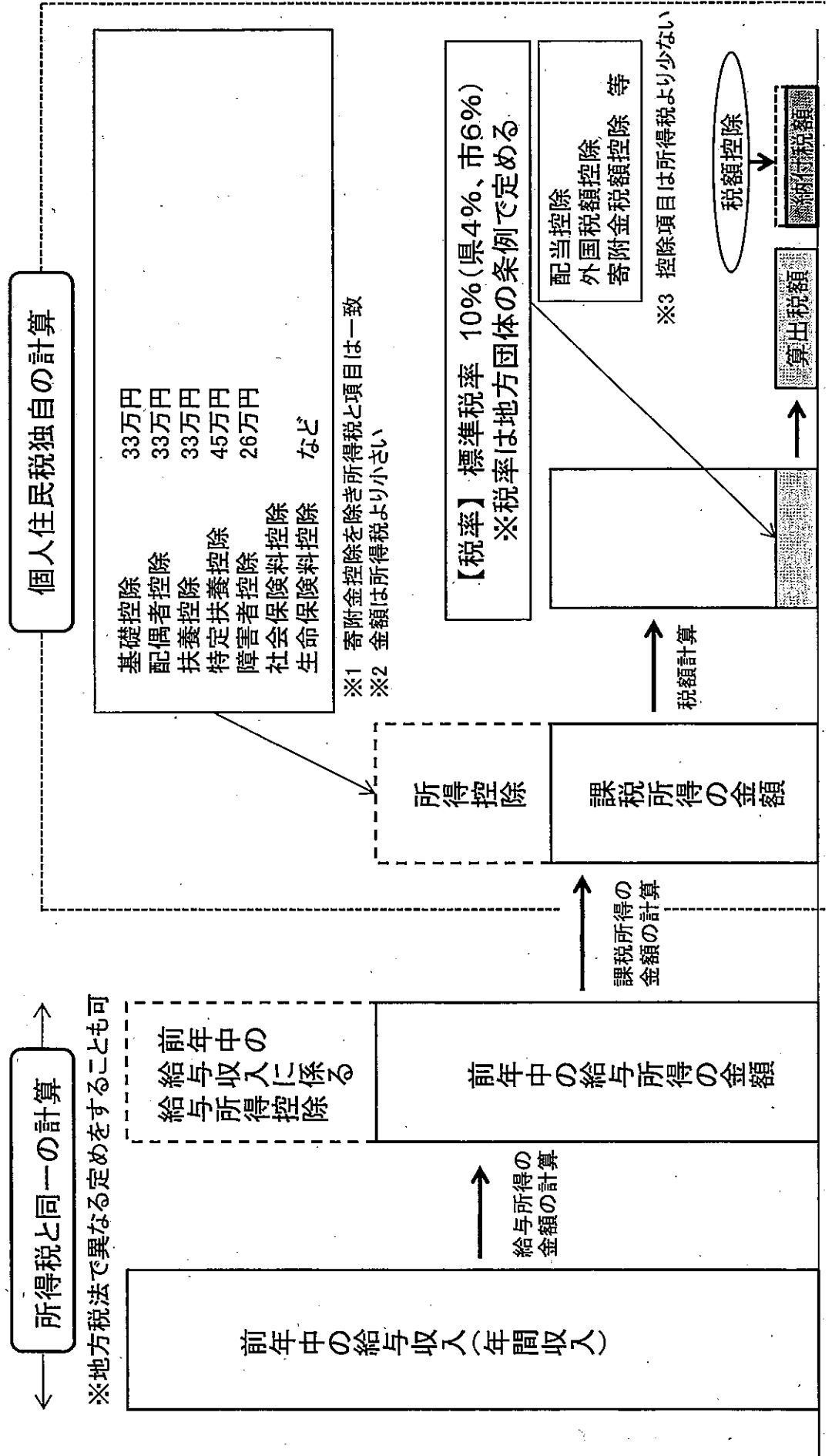


区分	平成22年度		構成比
	金額 (億円)	%	
道府県税	150,967	43.0	
個人道府県民税	46,989	13.4	
法人道府県民税	6,331	1.8	
法人事業税	35,166	10.0	
地方消費税	26,419	7.5	
自動車税	16,155	4.6	
軽油引取税	9,180	2.6	
道府県たばこ税	2,561	0.7	
その他	8,166	2.3	
市町村税	199,754	57.0	
個人市町村民税	67,932	19.4	
法人市町村民税	16,816	4.8	
市町村たばこ税	7,876	2.2	
固定資産税	88,277	25.2	
都市計画税	12,555	3.6	
その他	6,297	1.8	
計	350,721	100.0	

(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 道府県税及び市町村税は超過課税、法定外税等を含まない。
 3 個人道府県民税は利子割、配当割、株式等譲渡所得割を含み、法人事業税は地方法人特別譲与税(14,159億円)を含む。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

2. 賦課の現状(個人住民税の対象者・税額計算)

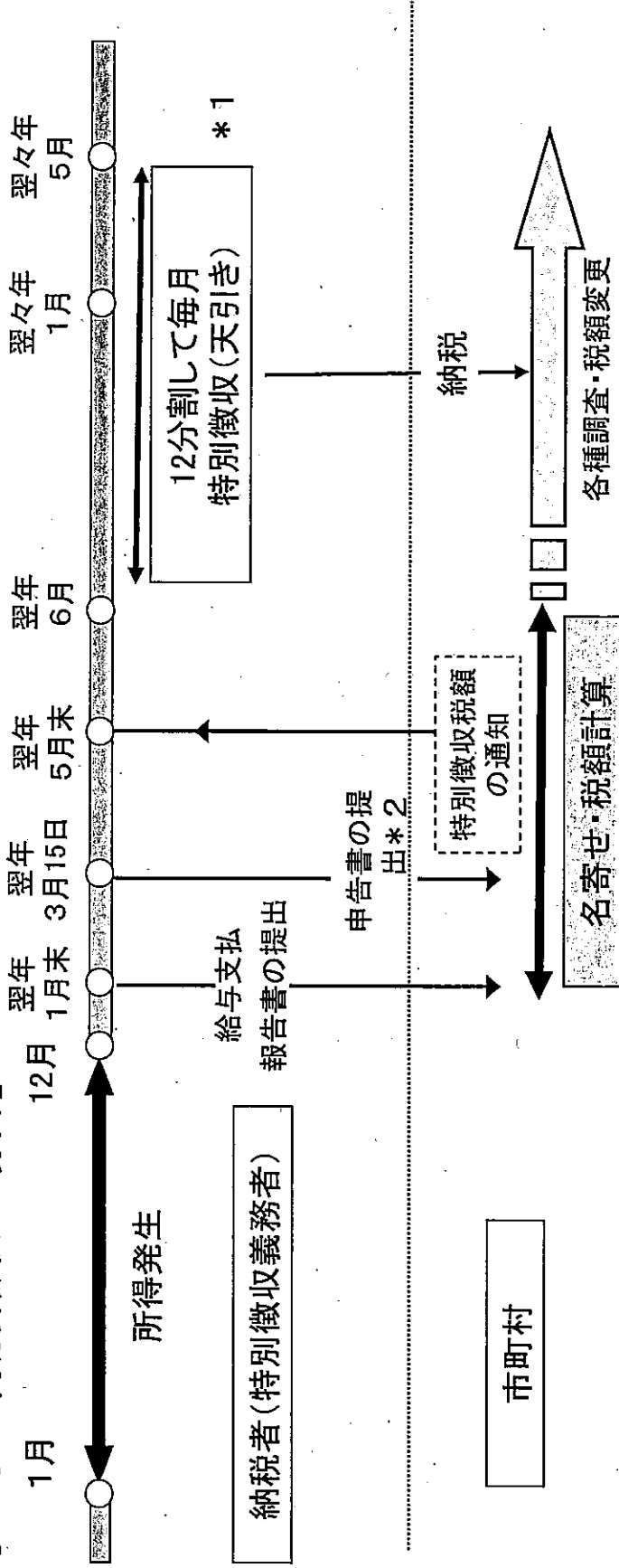
- 個人住民税(所得割)の対象となるのは、課税最低限(非課税限度額)以上の所得を得ている者である。
- 個人住民税(所得割)の計算方法(給与所得者の場合)は以下のとおり。



2. 賦課の現状(個人住民税の申告・納付手続①)

現行の個人住民税は、給与所得、事業所得等主要な所得については、翌年度に課税・徴収している。

【給与からの特別徴収の場合】



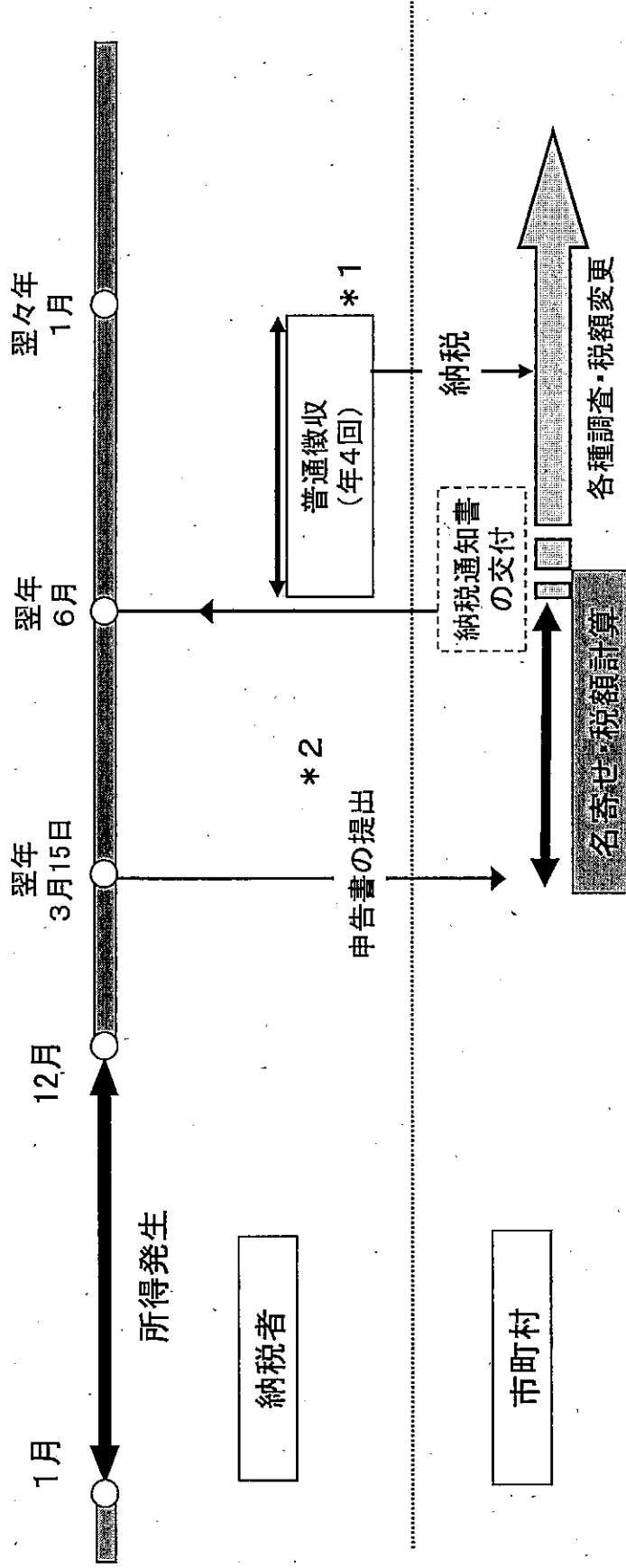
*1 納税額を市町村が決定、特別徴収義務者(企業等)に通知した上で、給与からの天引きにより徴収。翌年度課税分の税額の約7割が特別徴収により徴収されている。

(注) 退職所得については、他の所得と分離して、退職所得支払時に、課税・徴収が行われているなど、上記と異なる方式で課税・徴収される個人住民税がある。

*2 所得税の確定申告を提出した場合には、住民税の申告書が提出されたものとみなされる。

2. 賦課の現状(個人住民税の申告・納付手続②)

【普通徴収の場合】



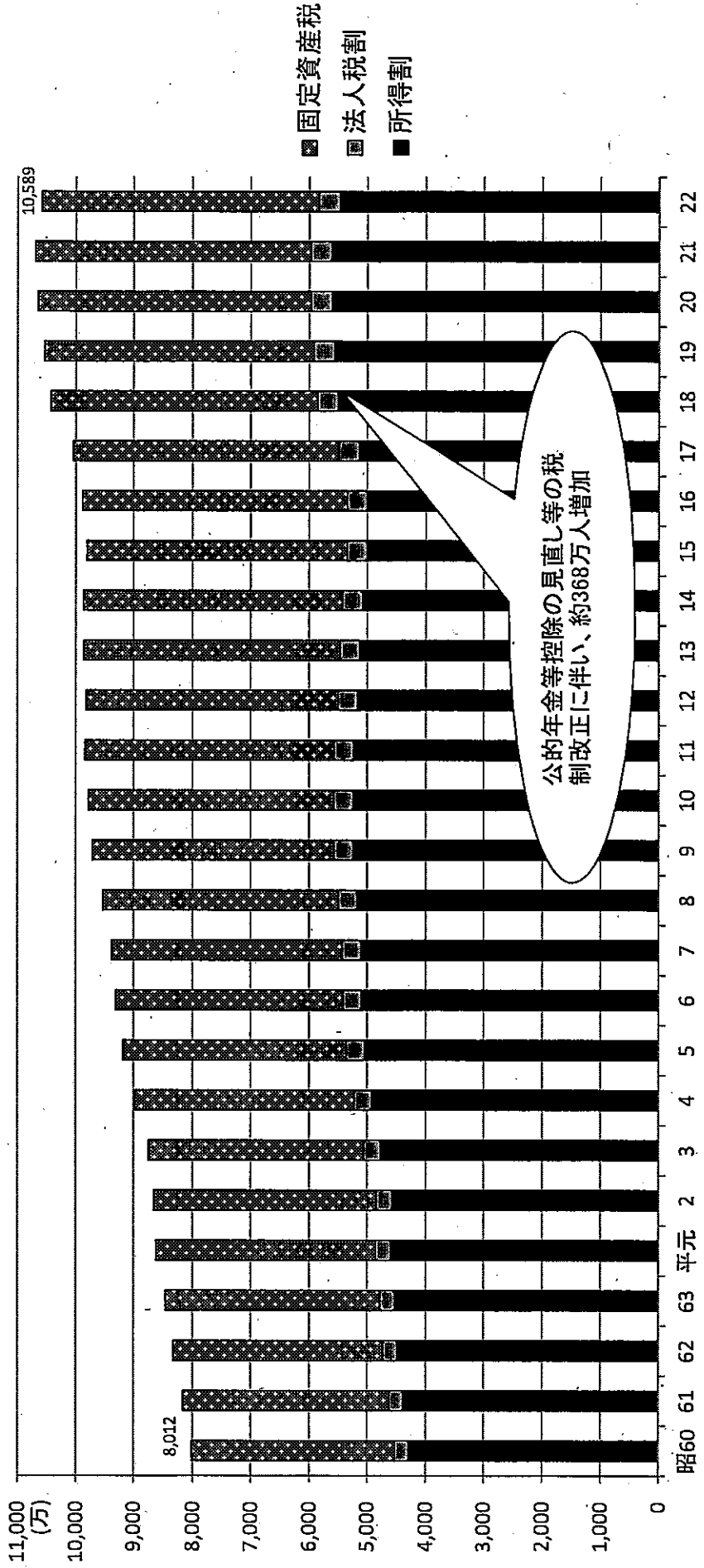
- *1 納税者が市町村からの納税通知書を受け、自ら納付手続を行う(通常、翌年6月、8月、10月、翌々年1月の4回)。
- *2 所得税の確定申告書を提出した場合には、住民税の申告書が提出されたものとみなされる。

2. 賦課の現状(地方税主要税目の納税義務者数の推移)

○ 個人住民税所得割、法人住民税法人税割、固定資産税の納税義務者数は、昭和60年から平成22年の間に1.3倍に増加。

昭和60年	平成22年
固定: 3,481万人	固定: 4,753万人
法人割: 233万法人	法人割: 359万法人
所得割: 4,297万人	所得割: 5,477万人

25年間で約1.3倍



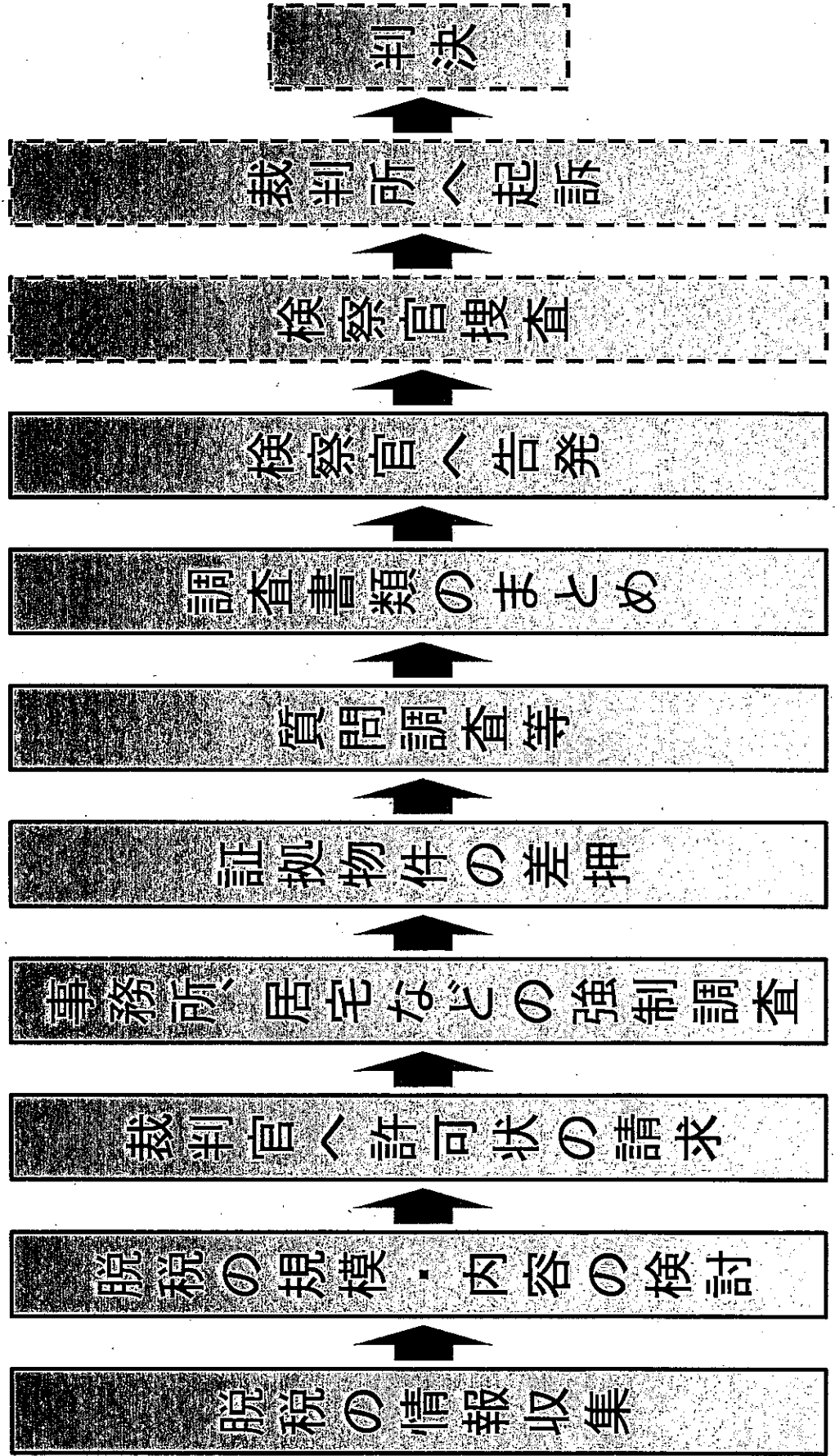
(注) 各年度とも7月1日現在における「市町村課税状況等の調」による納税義務者である。

2. 賦課の現状(税務調査)

- 地方税法上、地方団体の徴税吏員は、各税目ごとに定める質問検査権に基づき、納税義務者等に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査することができることとされており、各地方団体が独自に調査を実施。
(地方税における税務調査については、地域主権改革の観点に立つべきこと及び地方税の課税団体が多数にのぼりその規模も様々であることなどに留意が必要。)
- 例えば個人住民税では、市町村において次のような調査を実施。
 - ・ 扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査
 - ・ 原稿料・講演料等の支払調書の調査
 - ・ 給与支払報告書未提出事業所に対する聴き取り・実地調査
 - ・ 住民税申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査

2. 賦課の現状(査察)

- 地方税においては、国税犯則取締法の規定を準用。
- 査察事務の流れ※国税庁資料(第2回税と社会保険料を徴収する体制の構築についての作業チーム)



3. 徴収の現状(地方税債権の法的性格)

地方税債権の法的性格	
性質	地方税においては、全体的な応益原則はあるものの、個別の負担と給付は連動しておらず、負担した税額と公共サービスの受益とは直接的には無関係である。
債権の優先徴収権	原則として、地方税は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、全ての公課その他の債権に先立って徴収する。
徴収権の消滅時効	5年
延滞金の取扱い	<p>○納期限までに完納しないときは、延滞金を納付し、又は納入しなければならない。</p> <p>○延滞金の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間等：年 4.3% (平成24年) ・納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間等：年 14.6%
督促状の送付	義務規定 (納期限から20日以内に督促しなければならない。)

3. 徴収の現状(地方税の納付方法)

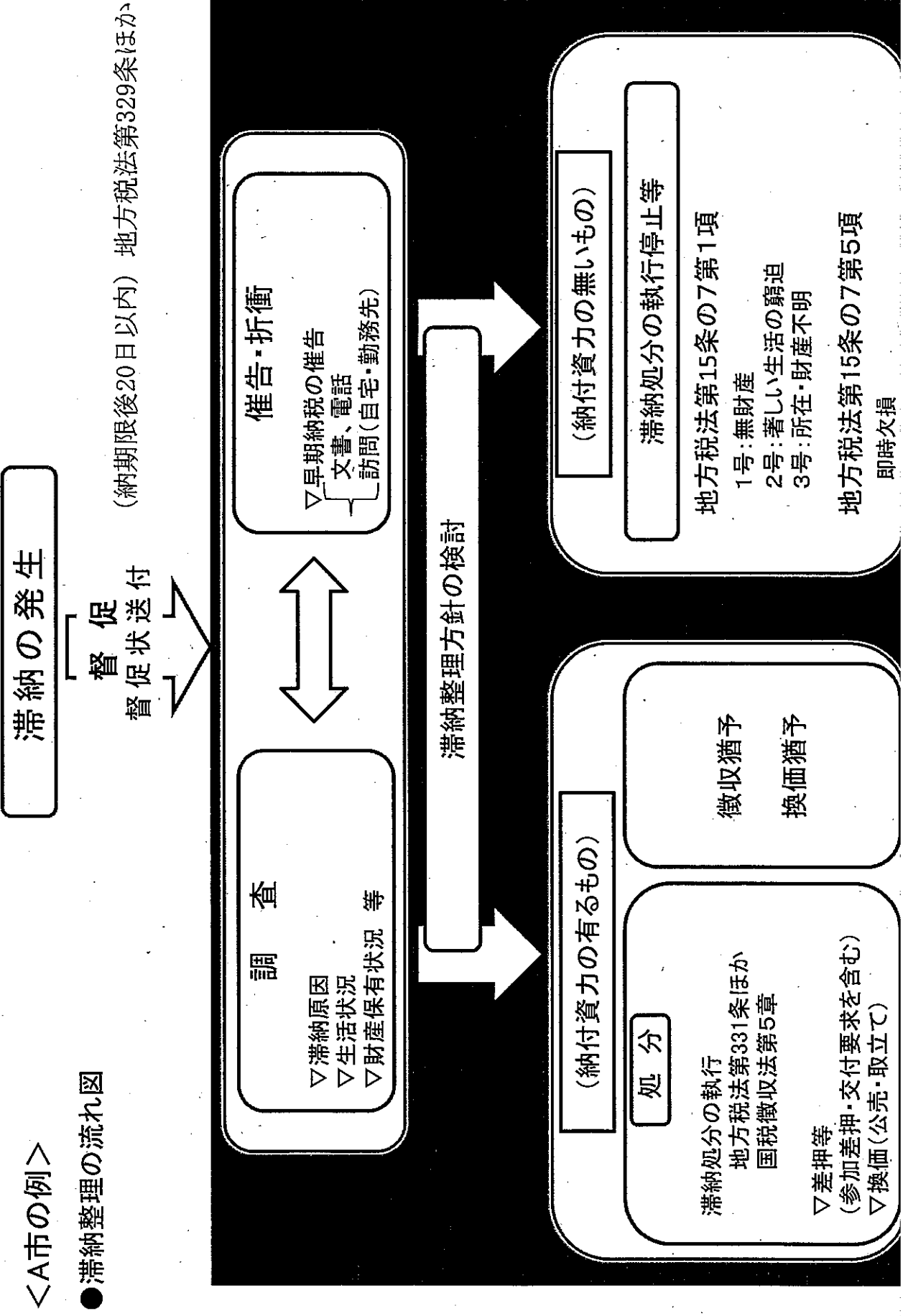
○ 地方税の納付方法としては、金融機関及び市町村等の窓口での納付や口座振替による納付のほか、納税者利便を向上させるため、国税に先駆けて、コンビニ納付やクレジットカード納付を導入するなど、各団体の判断で納付手段の多様化を図っている。

納付手段別の取組団体数

	コンビニエンス・ストア	電子納税	クレジットカード納付
都道府県	47団体	18団体	11団体
市区町村	591団体	27団体	33団体

※平成23年7月1日現在の団体(都道府県47団体、市区町村1,747団体)

3. 徴収の現状(滞納整理の実施手順)



3. 徴収の現状(地方税の滞納発生状況)

- 地方税はそのほとんどが年度内に収納されており、平成22年度の滞納発生割合(金額ベース)は1.7%である。

税目別滞納発生割合(平成22年度)

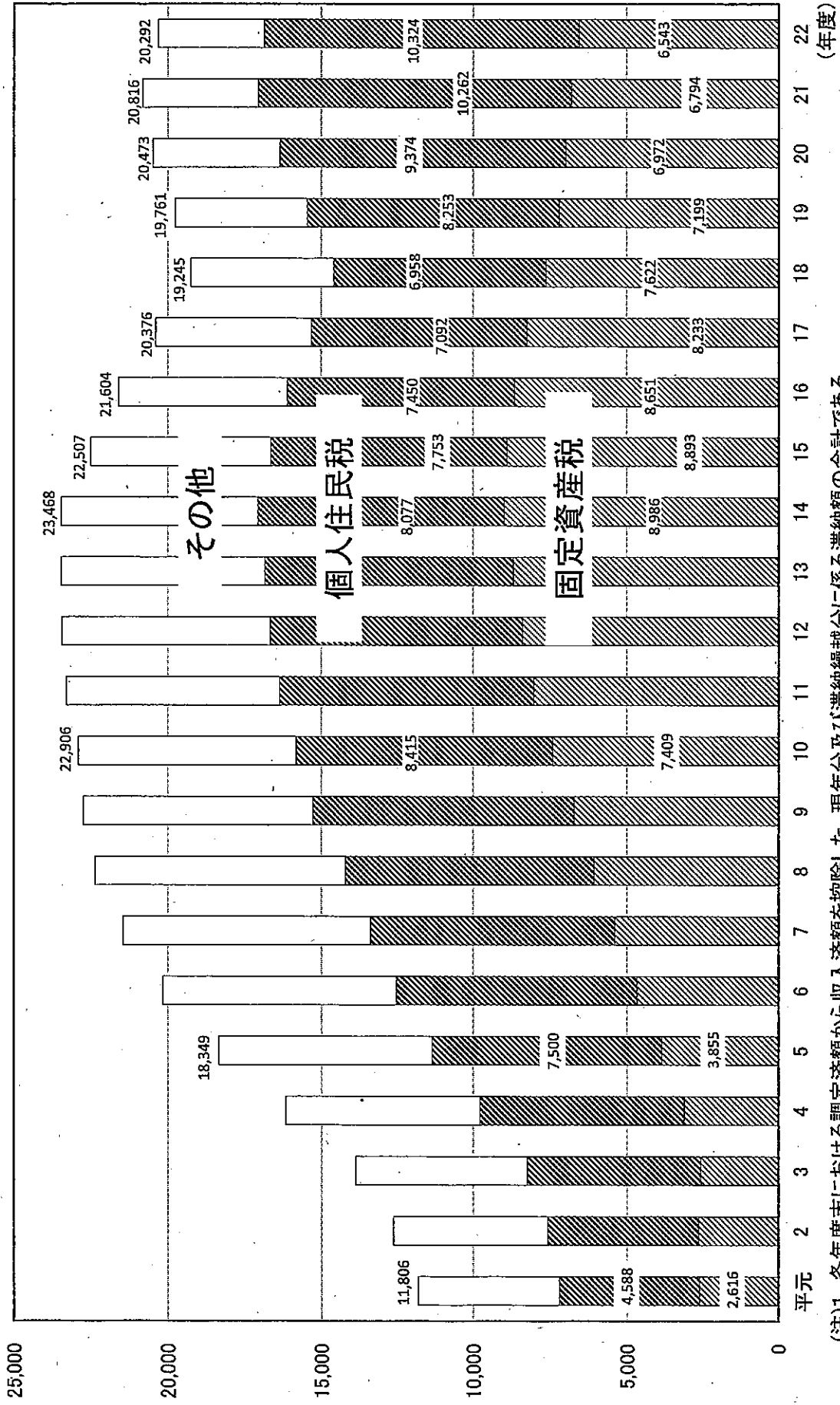
	(単位: 億円、%)	
	滞納発生割合 (a)	滞納発生割合 (b)/(a)
道府県税		
道府県民税 所得割	44,421	1,156
道府県民税 法人税割	6,114	18
個人事業税	1,840	34
法人事業税	22,531	63
不動産取得税	3,817	144
自動車税	16,177	181
道府県税 合計	114,196	1,766
市町村税		
市町村民税 所得割	66,513	1,587
市町村民税 法人税割	15,425	66
固定資産税	89,960	1,597
軽自動車税	1,796	57
都市計画税	12,589	212
市町村税 合計	203,717	3,635
地方税 合計	317,913	5,401

(注)新規発生滞納額:平成22年度末における調定済額(現年分)から収入済額(現年分)を控除した額。

3. 徴収の現状(地方税滞納の推移)

○ 地方税の滞納金額は平成14年度以降減少していたが、平成19年度以降増加に転じ、平成22年度は減少した。

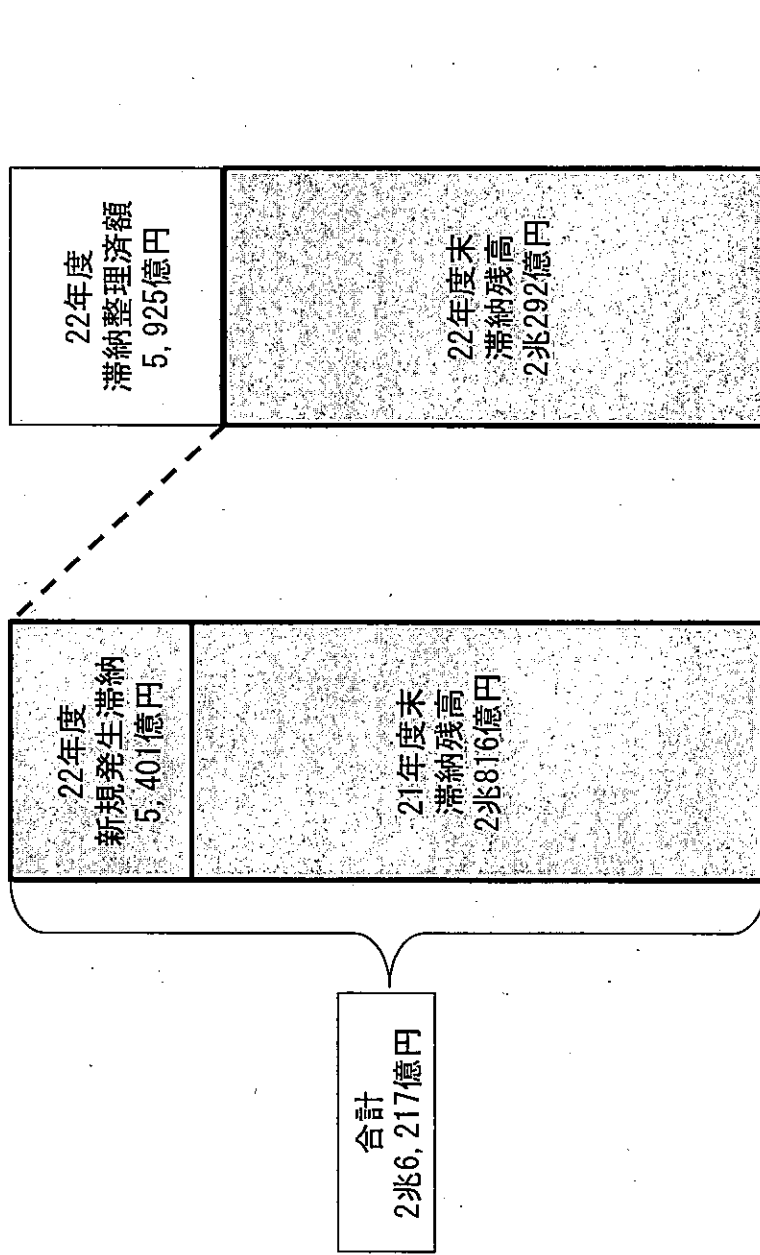
(億円)



(注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。

3. 徴収の現状(滞納整理の状況)

○ 平成22年度において、新たに5,401億円の新規滞納が発生する一方、5,925億円の滞納整理を実施した結果、年度末における滞納残高は2兆292億円となっている。



(注) 1 滞納残高は、各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。
 2 新規発生滞納額は、平成22年度末における調定済額(現年分)から収入済額(現年分)を控除した額。

4. 情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

○ 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

市町村の税務部局

【課税資料】

給与支払報告書※1
約4,700万人※2

※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3
約1,200万人※4

※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】
約2,400万人

税務署より入手

住民税申告書

提出

氏名・住所・生年月日等により
名寄せ・突合・調査

【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○支払調書等の各種課税資料の調査による情報

原稿料・講演料等の支払調書の調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

4. 情報の収集・管理(個人住民税の情報を基準としている他制度の例)

○ 多くの制度において個人住民税の課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等を基準として補助等が行われており、本人の申請等により必要な所得情報を関係行政機関に提供。

幼稚園就園奨励費補助	養護老人ホームへの入所措置等(入所措置要件等)
自動車事故被害者等への生活資金の貸付け	軽費老人ホーム(A型・経過措置のみ)の利用(自己負担)
自動車事故被害者等への生活及び学資資金の給付等	肝炎インターフェロン医療費助成(自己負担)
国民健康保険制度(保険料等)	ハンセン病療養所非入所者給与金
後期高齢者医療制度(自己負担)	児童入所施設等の徴収金
障害者自立支援制度(障害福祉サービス費等・自己負担)	助産施設における助産の実施(自己負担)
障害者自立支援制度(補装具・自己負担)	小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付(自己負担)
障害者自立支援医療制度(自己負担)	未熟児への養育医療の給付(自己負担)
障害福祉サービス等の措置入所・利用(自己負担)	結核児童への療育の給付(自己負担)

個人住民税の課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等

※1 各府省への照会等に基づき総務省でとりまとめ。

※2 上記のほか、個人住民税の課税総所得金額等を基準としていないが、所得情報を関係情報機関に提供しているものもある。
(国民年金制度(保険料の免除勧奨等)、公営住宅の家賃の決定の処分等)

4. 情報の収集・管理（番号制度の導入）

○ 番号制度の導入により、市町村や国税当局に提出される書類に番号が記載されることから、番号をキーとして給与支払報告書、確定申告書・住民税申告書、国税当局に提出されたものを閲覧・記録している法定調書等の課税資料の名寄せがより正確かつ効率的に行えること等から所得把握の適正化・効率化が期待できる。

○ なお、番号を利用しても、所得税と同様、事業所得等の把握には限界があることに留意が必要。

(注1) 一般消費者を顧客とする自営業者のすべての売上げなどを把握することは現実的でないこと、また、支出が経費に当たるかどうかの認定にあたっては個別の判断を要すること等の問題がある。

(注2) 社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）〔抜粋〕

第2 基本的な考え方

5. 番号制度の可能性と限界・留意点

(2) 番号制度の限界

一方、そのような制度改革と併せても、全てが完全に実現されるわけではない。例えば、全ての取引や所得を把握し不正申告や不正受給をゼロにすることなどは非現実的であり、また、「番号」を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることについて、国民の理解を得ていく必要がある。